

橋本市指定給水装置工事事業者申請様式一覧

		1	②	3	4	5	6	7	8	⑨	10	11	12	13	14	15	16	17	18	⑬	⑭	⑮	22
		事業者指定申請書	誓約書	事業者証書交付・再交付申請書	事業者証書原本（施設課に返却）	事業者指定事項変更届出書	事業者廃止・休止・再開届出書	主任技術者選任・解任届出書	機械器具調書（写真添付）	定款（写し）（法人）要原本証明	履歴事項全部証明書（登記簿謄本の原本）（法人）	住民票（原本）（個人）	連絡先・住所・名称・郵便番号・担当者事業所の位置図・TEL番号・携帯番号	事務所・室内と外観の写真	主任技術者免状の写し	主任技術者免状の原本（確認後返却）	所得納税証明書（滞納無い事の確認）	技能を有する者の名簿	技能を有する者の合格書は写し 修了書は写し・証明書は原本	主任技術者の証明書（又は雇用証明書）	使用印鑑届	代理人提出は委任状 ※	指定更新時確認事項 その他市が指定する物
		様式第1	様式第2	様式第3	様式第4	様式第5	様式第6	様式第7	第5条関係別表				例・別紙					例・別紙		例・別紙	例・別紙		例・別紙
A	新規申請	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
B	更新申請	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
C	事業所の名称及び所在地の変更		○	○	○	○				○	○	○	○	○								○	
D	氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名変更		○	○	○	○				○	○	○	○	○								○	
E	法人役員の氏名変更		○			○				○	○											○	
F	主任技術者の氏名又は主任技術者免状の交付番号変更					○		○							○	○				○		○	
G	事業の廃止届出				○	○	○	○														○	
H	事業の休止届出 （6ヶ月を限度とします。越える場合は廃止）				○ 預かり	○	○	○ 解任														○	
I	事業の再会届出		○	○ 返却		○	○	○ 選任							○ 選任	○ 選任		○ 追加	○ 追加	○ 選任		○	
J	技能を有する者の追加・削除変更					○												○	○ 追加			○	
K	使用印鑑届					○															○	○	
L	主任技術者選任届出					○		○							○	○		○ 追加	○ 追加	○		○	
M	主任技術者解任届出					○		○														○	

※提出は原則として、説明できる者が持参する事。 代理人提出の場合委任状が必要です。

○数字の項目については、押印が必要です。

手数料

新規登録手数料

10,000円

更新に係る事務手数料

5,000円

事業者証書交付・再交付手数料

2,000円

指定業者証書交付手数料

2,000円は別途必要

（表）

指定給水装置工事事業者指定申請書

（あて先）橋本市長

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名
(Tel)

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 名	氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 の 交 付 番 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 の 交 付 番 号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条
の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者である
ことを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

⑥

（あて先）橋本市長

交 付
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 証 書 申 請 書
再 交 付

（あて先）橋本市長

申請者 氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

水道法第16条の2第1項の指定を受けたので、橋本市指定給水装置工事事業者規程第6条第1項の規程に基づき次のとおり申請します。

指 定 番 号	※第 号
事業所の名称	
事業所の所在地	
遵 守 事 項	1 指定給水装置工事事業者証書は、事業の廃止を届け出たとき、 又は指定の取消しを受けたときは、市長に返納します。 2 指定給水装置工事事業者証書は、事業の休止を届け出たとき、 又は指定の効力の停止を受けたときは、市長に提出します。

（注） ※欄は、記入しないこと。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先）橋本市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき，次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

（あて先）橋本市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
（廃止・休止・再開） の年月日	
（廃止・休止・再開） の理由	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（あて先）橋本市長

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選 任
解 任
の届出をします。

給 水 区 域 で 給 水 装 置 工 事 の 事 業 を 行 う 事 業 所 の 名 称		
上 記 事 業 所 で 選 任 ・ 解 任 す る 給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 の 氏 名	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 の 交 付 番 号	選 任 ・ 解 任 の 年 月 日

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第5条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

連絡先

氏名又は名称

郵便番号

〒

住 所

代表者氏名

(TEL)

(FAX)

担当者氏名

担当者携帯

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

技能を有する者の名簿

氏 名	生年月日	住 所	資 格	発行者	経験年数

(例)

日本ダクタイル鉄管協会の継ぎ手接合研修会受講N S形（φ450以下）受講済み

日本水道協会配管工技能講習会小口径受講済み

水道配水管ポリエチレン管の給水管工事資格

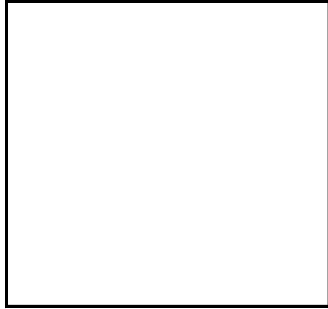
1級土木施工管理技術者

給水装置工事配管技能者

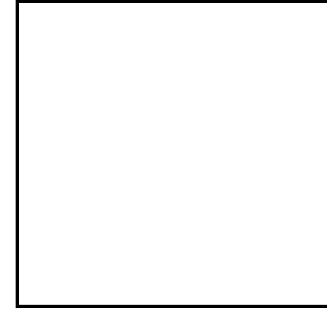
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

使 用 印 鑑 届

使 用 印



社 印 等



上記の印鑑は、給水装置工事申込書等に関する書類のために使用したい
のでお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

証 明 書

給水装置工事主任技術者

第 号

給水装置工事主任技術者

第 号

給水装置工事主任技術者

第 号

給水装置工事主任技術者

第 号

上記の技術者は私の社員である事を証明いたします。

年 月 日

証明者住所

証明者名



(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

委 任 状

私儀

都合により を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

記

年 月 日

住 所

氏 名

印

紛失届

(あて先) 橋本市長

年 月 日

届出者

印

このたび、本来返納すべき下記書類を紛失したのでお届けいたします。

なお、紛失した書類に起因して第三者に損害を与えた場合には、全責任を負います。

紛失書類	給水装置工事事業者証書
指定番号	
氏名又は名称	
住所	

別紙様式1

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

年 月 日

郵便番号、住所

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）	（公表： 可 不可 ）
休業日： 営業日： 修繕対応時間：	
漏水等修繕対応の可否	（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 その他（	埋設部の修繕 ）
対応工事種別（ 新設 ・ 改造等 ）	（公表： 可 不可 ）
配水管から分岐 ～ 水道メーター	（ 新設 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置	（ 新設 改造 ）
その他	（公表： 可 不可 ）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修機会を確保するように努めること。

[illegible]

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい。
 自社内研修については、研修内容を記載して下さい。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等して下さい。

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水 管の接合、いずれの 経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	

上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可 不可

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等して下さい。